

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 なら桜桃会

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急でやむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

2 障害福祉における身体拘束廃止の規定

サービスの提供に当たっては、当該利用者又は、他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

3 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則ですが、しかしながら、以下の3つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の範囲で身体拘束を行うこともありえます。

- ① 切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。※身体拘束を行う場合、以上の3条件を満たすことが必要です。

4 サービス提供時における留意事項として、身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境野保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、会議をもって組織として検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努めます。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する組織に関する事項)

第2条 当法人では、「虐待防止委員会」において身体拘束適正化に関する協議を行います。

なお、本委員会の運営責任者（委員長）は当法人の第1、第2作業所の各所長とし、サービス管理責任者、担当職員（川本、湊打、佃）3名を「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。

2 虐待防止委員会は、年に1回以上委員長が招集し、開催します。（必要時は都度開催）

3 虐待防止委員会では、次のような内容について協議するものとします。

- ① 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
- ② 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ③ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。

- 2 研修は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。
- 3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電子データ化し保存します。

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

第4条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を虐待防止委員会に報告するものとします。この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援ミーティングにおいて組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載します。

②保護者（支援者）への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜保護者（支援者）に十分に説明をし、了解を得ます。

様式1：「身体拘束等に関する説明・同意書」に、個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項

を記載し、保護者（支援者）等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」を手交します。

③行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告します。

④必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、様式 2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援ミーティングで報告します。

（入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第 6 条 保護者（支援者）等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人 H P において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

（その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項）

第 7 条 第 3 条に定める研修会のほか、各行政より提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

(様式 1)

身体拘束等に関する説明・同意書

_____様

1 下記の ABC すべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、必要最小限の身体拘束、その他行動を制限する行為を行います。

ただし、身体拘束その他の行動制限を解除することを目標に、必要性や方法について再 検討を行います。

A 利用者本人又は他の利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がない。

C 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

ただし、必要性がないと判断された場合若しくはご本人から使用中止の申し出があった場合には、速やかに中止します。

対応の概要

個別の状況による理由	
方法（場所、行為、部位、内容）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり対応します。

年 月 日

施設名：社会福祉法人 なら桜桃会

代表者氏名：所長

印

説明者氏名：

印

上記の件について説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者氏名：

印

家族又は代理人：

印

